（労働安全衛生規則の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

目次

第一編・第二編　（略）

第三編　衛生基準

第一章～第六章　（略）

第七章　清潔（第六百十九条―第六百二十八条の二）

第八章・第九章　（略）

第四編　（略）

附則

（刃部の掃除等の場合の運転停止等）

第百八条　事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

２～４　（略）

（乾燥設備の構造等）

第二百九十四条　事業者は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。ただし、乾燥物の種類、加熱乾燥の程度、熱源の種類等により爆発又は火災が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。

一～六　（略）

七　乾燥設備の内部は、掃除しやすい構造のものとすること。

八～十一　（略）

（乾燥設備の使用）

第二百九十六条　事業者は、乾燥設備を使用して作業を行うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一　危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部を掃除し、又は換気すること。

二～六　（略）

（便所）

第六百二十八条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

一　（略）

二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
六十人以内	一
六十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

改正前

目次

第一編・第二編　（略）

第三編　衛生基準

第一章～第六章　（略）

第七章　清潔（第六百十九条―第六百二十八条）

第八章・第九章　（略）

第四編　（略）

附則

（刃部のそうじ等の場合の運転停止等）

第百八条　事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

２～４　（略）

（乾燥設備の構造等）

第二百九十四条　事業者は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。ただし、乾燥物の種類、加熱乾燥の程度、熱源の種類等により爆発又は火災が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。

一～六　（略）

七　乾燥設備の内部は、そうじしやすい構造のものとすること。

八～十一　（略）

（乾燥設備の使用）

第二百九十六条　事業者は、乾燥設備を使用して作業を行なうときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一　危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部をそうじし、又は換気すること。

二～六　（略）

（便所）

第六百二十八条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

一　（略）

二　男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。